

千葉県子どもの読書活動推進計画(第五次)(素案)

千葉県マスコットキャラクター
「チーバくん」の読書をしているイラストを使用予定

令和 7 年 月
千葉県教育委員会

千葉県子どもの読書活動推進計画（第五次） 目次

第1章 第五次推進計画の策定にあたって	3
1 子どもの読書活動を推進する意義	3
2 計画策定の趣旨	4
3 計画の性格	4
4 計画の期間	4
第2章 子どもの読書活動の現状と課題	5
1 第四次計画の検証	5
(1) 評価指標による検証	5
(2) 関係者からのヒアリング	8
2 第四次計画の成果と課題	8
(1) 成果	8
(2) 課題	9
3 子どもの読書環境を取り巻く情勢の変化	9
第3章 基本的な方針	12
1 基本理念	12
2 基本方針	12
基本方針1 社会全体における子どもの読書への関心を高める取組の推進	12
基本方針2 読書環境の整備と連携体制の構築	13
第4章 推進施策及び具体的な取組	15
1 施策体系図	15
2 具体的な取組	16
基本方針1 社会全体における子どもの読書への関心を高める取組の推進	16
基本方針2 読書環境の整備と連携体制の構築	24
3 子どもの読書活動に係る目標とする数値	30
(1) 目標と評価項目について	30
(2) 計画の期間と進行管理	31
(3) 子どもの読書活動推進体制の整備	31

<用語解説>

用語	意味
子ども	0歳からおおむね18歳の者（乳幼児、児童、生徒）
推進計画	子どもの読書活動推進計画
学校等	「学校教育法」に定める幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、「児童福祉法」に定める保育園、及び「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に定める認定こども園
幼稚園等	幼稚園、保育所、認定こども園
図書館等	「図書館法」第2条に定める図書館のうち地方公共団体の設置する図書館及び公民館図書室
県立図書館	千葉県立中央図書館、千葉県立西部図書館、千葉県立東部図書館
公立図書館	市町村その他の地方公共団体が設立し、公費で運営する図書館
学校図書館	「学校図書館法」第2条に定める小・中・高等学校、中等教育学校、特別支援学校に設置されている図書館
学校司書	「学校図書館法」第6条第1項に定める学校図書館の職務に従事する職員
司書教諭	「学校図書館法」第5条第1項に定める学校図書館の専門的業務にあたる教諭
電子書籍	電子ブックリーダー、スマートフォン、タブレット、携帯電話、パソコン等の情報機器のディスプレイで読む本

※「子ども」「子供」の表記について

「子どもの読書活動の推進に関する法律」、「(国)子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第五次）」に基づき、「子ども」と表記します。

第1章 第五次推進計画の策定にあたって

1 子どもの読書活動を推進する意義

平成13年に制定された「子どもの読書活動の推進に関する法律¹」（平成13年法律154号）は、基本理念として、「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることをかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない」と定めています。これを受け、子どもの読書環境の整備に資する施策が継続的に進められ、様々な取組が展開されてきました。

その間、社会の変化が加速度を増し、VUCA²の時代において、子どもたちは、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切りひらき、持続可能な社会の創り手となることが求められています。こうした子どもたちの資質・能力を育む上で、読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠です。

近年、GIGAスクール構想により、一人一台端末が整備され、紙の書籍に限らず、電子書籍でも読書ができる環境となりました。そうした多様な形での読書を通じて、子どもは多くの知識を得たり、多様な文化への理解を深めたりすることができます。また、文学作品、自然科学・社会科学関係の書籍や新聞、図鑑等の資料を読み深めることを通じて、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、更なる探求心や真理を求める態度が培われます。また、読書自体の楽しさ、それによる充実感、満足感を得ることが重要であります。そうした楽しかった体験は、生涯にわたる学習意欲やウェルビーイング³（Well-being）につながるとともに、将来、その体験を子どもたちに共有していきたいという動機となり、世代を超えた読書活動の推進の循環が形成されることが期待されます。全ての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるよう、家庭、地域、学校等が連携し、社会全体で子どもの読書活動を推進する必要があります。

¹ 全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、そのための環境整備の推進を求める法律

² Volatility（変動性）、Uncertainty（不確実性）、Complexity（複雑性）、Ambiguity（曖昧性）の4つの単語の頭文字をとった言葉で、先行きが不透明で、将来の予測が困難な状態を意味します。

³ 身体的・精神的・社会的に良い状態あることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含むものである。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念

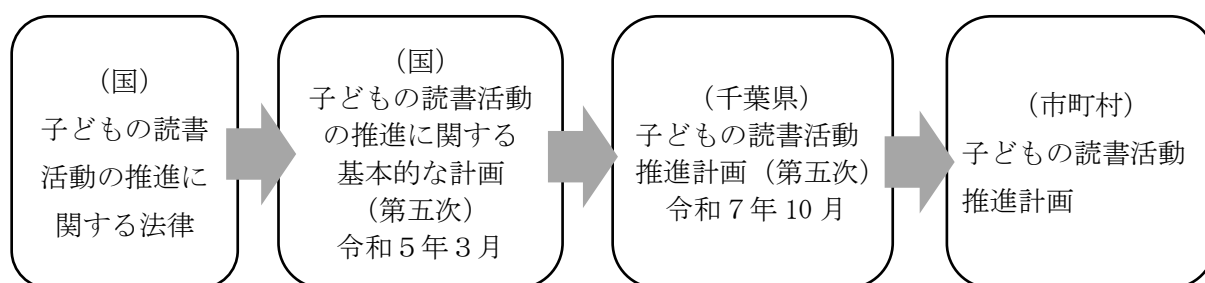
2 計画策定の趣旨

「子どもの読書活動の推進に関する法律」施行後の国の動向を踏まえ、第四次計画期間中における成果と課題、子どもを取り巻く読書環境の変化等を把握し、本県の子どもの読書活動を一層推進するために、第四次計画を改定し、今後の施策の基本方針と具体的方策を定める「千葉県子どもの読書活動推進計画（第五次）」を策定します。

3 計画の性格

（１）子どもの読書活動を全県的に推進するための手引き

本計画は、市町村が推進計画を策定する際の指針となるものです。また、子どもの読書活動を推進する担い手が活動する際の手引きとして活用するものです。



（２）「読書県『ちば』」を目指す設計図

本計画は、「千葉県総合計画 ～新しい千葉の時代を切り開く～」、第4期千葉県教育振興基本計画で目指す「読書県『ちば』」を推進するための具体的な設計図です。子どもの読書活動の意義を社会全体に広め、本県のすべての子どもが、本に親しみながら成長していくために、県民が共有する計画です。

4 計画の期間

この計画期間は、令和7年度からおおむね5か年とします。ただし、国の計画の動向等を踏まえ、必要に応じて見直すこととします。

第2章 子どもの読書活動の現状と課題

1 第四次計画の検証

(1) 評価指標による検証

基本方針1 子どもの読書への関心を高める

①読書の好きな子どもの割合

②不読率の割合

表1 目標「子どもの読書への関心を高める」の評価指標の推移

評価指標		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	目標(R6)
① 読書の好きな子どもの割合	小6	75.7%	75.7%	83.9%	82.8%	73.7%	80.9%	79.7%	80%
	中3	71.2%	71.2%	77.0%	76.4%	70.2%	75.8%	70.4%	80%
	高2	73.1%	—	—	71.0%	—	63.8%	62.6%	80%
②不読率(1か月に1冊も本を読まない児童・生徒の割合)	小6	18.0%	18.5%	—	24.3%	25.6%	23.0%	13.1%	8%
	中3	29.1%	31.5%	—	33.7%	36.1%	32.3%	14.5%	20%
	高2	45.9%	—	—	44.5%	—	35.1%	39.8%	35%

※網掛けの数値については、千葉県社会教育調査による数値

網掛け以外の数値は、全国学力・学習状況調査による数値

①読書が好きな子どもの割合は、国の「第四次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」策定時（平成30年度）と、令和6年度を比較して、小学6年生は4.0ポイント増加し、目標値に近い数値となりました。中学3年生は0.8ポイント減少し、目標値には届きませんでした。高校2年生は10.5ポイントと減少し、目標値と隔たりが見られました。

②不読率は平成30年度と比較し、小学6年生は4.9ポイント減少しましたが、目標値には到達しませんでした。中学3年生は14.6ポイント減少し、目標値に到達しました。高校2年生は6.1ポイント下がり、目標値に近づきましたが、依然として不読率は高い状況にあります。

基本方針 2 読書環境の整備と連携体制の構築

ア 読書環境の整備について

- ③市町村子どもの読書活動推進計画策定率
- ④セカンドブック事業を行っている市町村の割合
- ⑤優秀・優良学校図書館⁴の学校の割合
- ⑥市町村立図書館等におけるボランティアの登録者数

表 2 環境整備についての評価指標の推移

評価指標			H30	R1	R2	R3	R4	R5	目標 (R6)
③ 市町村子どもの読書 活動推進計画策定率	市		89.1%	94.6%	97.3%	97.3%	86.5%	86.5%	100%
	町村		29.4%	35.3%	35.3%	35.3%	41.2%	47.1%	88%
④セカンドブック事業を行って いる市町村の割合			16.6%	16.6%	20.4%	38.9%	44.4%	29.6%	50%
⑤優秀・優良学校図 書館の学校の割合	優 秀	小学校	44.8%	47.3%	50.9%	53.6%	55.3%	57.5%	65%
		中学校	30.7%	34.5%	38.0%	42.3%	43.2%	46.0%	45%
	優 良	小学校	93.1%	94.3%	95.7%	96.9%	97.7%	97.8%	100%
		中学校	80.7%	81.8%	85.0%	88.1%	90.3%	91.3%	95%
⑥市町村立図書館等 におけるボランテ ィアの登録者数		人数	2,817人	2,836人	2,185人	2,222人	2,148人	2,275人	3,300 人

③文部科学省調査（千葉県内 54 市町村【37 市、17 町村】） ④・⑥千葉県社会教育調査

⑤教育庁学習指導課調査

③市町村子ども読書活動推進計画策定率は、表 2 のとおり、国の「第四次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」策定時（平成 30 年度）と比較して、市においては 2.6 ポイント減少し、町村においては、17.7 ポイント増加しています。どちらも目標値には到達しておらず、町村においては隔たりが大きい結果となりました。

④ブックスタート事業⁵から続くセカンドブック事業⁶を行っている市町村の割合は、計

⁴ 自校の学校図書館の現状を把握することにより一層の活用に役立てるため、県独自の学校図書館自己評価表（優良学校図書館用：ベーシックシート、優秀学校図書館用：トライアルシート【項目は巻末資料参照】）を使用し、自校の学校図書館の現状について自己評価し、県教育委員会に報告する（年度ごとに 1 回）。その結果、基準を超えた学校図書館を優良又は優秀学校図書館に認定している。

⁵ 0 歳児健診などの機会に、絵本に接する機会の提供や、絵本の配布等を行う事業

⁶ セカンドブック事業は、ブックスタート事業のフォローアップ事業として、おおむね 3 歳から小学校入学前の子どもを対象とした、読書への関心を高める取組を実施する事業

画策定時（平成 30 年度）と比較して、13.0 ポイント増加していますが、目標値には到達していません。

⑤優秀学校図書館の学校の割合は、計画策定時（平成 30 年度）と比較して、小学校で 12.7 ポイント増加していますが目標値には到達していません。中学校では 15.3 ポイント増加し、目標値に到達しました。表 2 のとおり、優良学校図書館の学校の割合は、小学校で 4.7 ポイント、中学校で 10.6 ポイント増加していますが、目標値には到達していません。

⑥市町村立図書館等におけるボランティアの登録者数は、表 2 のとおり、計画策定時と比較して、542 人減少しており、目標値と大きく隔たりが見られます。新型コロナウイルス感染症により、活動を控えたまま再開していないことが考えられます。

イ 連携体制の構築について

⑦公立図書館と連携している学校の割合

⑧ボランティアと連携・協力している学校の割合

⑨公立図書館あるいは教育委員会が加わり、学校関係者と子どもの読書活動の推進について協議する機会がある市町村の割合

表 3 連携体制の構築についての評価指標の推移

評価指標	H30	R1	R2	R3	R4	R5	目標(R6)
⑦公立図書館等と連携している学校の割合	74.7%	75.5%	71.2%	72.9%	70.8%	71.7%	100%
⑧ボランティアと連携・協力している学校の割合	61.5%	60.7%	46.1%	46.0%	49.1%	52.1%	68%
⑨公立図書館あるいは教育委員会が加わり、学校関係者と子どもの読書活動の推進について協議する機会がある市町村の割合	46.3%	48.1%	38.9%	38.9%	40.7%	38.9%	60%

⑦・⑧・⑨ 千葉県社会教育調査

⑦公立図書館等と連携している学校の割合は、表 3 のとおり、国の「第四次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」策定時（平成 30 年度）と比較して、3.0 ポイント減

少しており、目標値と大きな隔たりが見られます。

⑧ボランティアと連携・協力している学校の割合は、表 3 のとおり、9.4 ポイント減少しており、目標値と隔たりがあります。再び数値は上がり始めましたが、新型コロナウイルス感染症により、活動を控えたまま再開していないことが考えられます。

⑨公立図書館あるいは教育委員会が加わり、学校関係者と子どもの読書活動の推進について協議する機会がある市町村の割合は、表 3 のとおり、計画策定時と比較して、7.4 ポイント減少し、目標値と大きな隔たりがあります。

⑧、⑨いずれも、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、外部との連携を控えたことや、その後も活動を再開していないことによるものと考えられます。

(2) 関係者からのヒアリング ※作成中

第四次計画の検証結果について、子どもの読書活動推進関係者から意見を聞き、作成します。

2 第四次計画の成果と課題

(1) 成果

①不読率の減少傾向

国の「第四次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」策定時（平成 30 年度）と比較し、不読率が減少傾向にあります。発達段階に応じた様々な取組の成果と考えられます。引き続き、読書の好きな子どもたちが増えるように、子どもたちの意見を聞きながら取組を充実させていくことが必要です。

②学校図書館の整備が充実

県独自で作成した「学校図書館自己評価表」を使い、小中学校が学校図書館を自己分析した結果、優秀・優良学校図書館が増えています。好事例の紹介など、引き続き、周知していくことが必要です。

③セカンドブック事業の広まり

ブックスタートから続くセカンドブック事業を実施している市町村が増えています。

す。引き続き、啓発活動を充実させていくことが必要です。また、年齢が上がるにつれて読書離れが増える傾向にあることから、サードブック事業⁷の取組を行うなど、読書活動に取り組む動機付けも大切です。

(2) 課題

①不読率減少傾向の継続

国の「第四次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(以下、第四次基本計画)策定時(平成30年度)よりも、小学校、中学校、高等学校の全ての段階で減少傾向にあります。しかし、第四次基本計画では、小学生2%以下、中学生8%以下、高校生26%以下とするという数値目標を掲げています。継続して発達段階に応じた子どもの読書への関心を高める取組を充実させていく必要があります。また、子どもの実態に即した推進を行うために、子どもの視点を取り入れられるよう、子どもへの意見聴取を行う機会を設ける必要があります。

②様々な主体との連携・協力が停滞している

公立図書館やボランティアと連携・協力している学校の割合等が、減少しています。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、連携や協力を取りやめ、そのままの学校等が多いと考えられます。連携するメリットをより周知していく必要があります。

③町村における子どもの読書活動推進計画の策定率が低い

町村における子どもの読書活動推進計画の策定率が低位で推移しています。未策定の町村の状況に応じた支援が求められます。未策定の町村を訪問し、実態の把握等を行い、推進計画のひな型を示すなど策定に向けた具体的な支援を行う必要があります。

3 子どもの読書環境を取り巻く情勢の変化

(1) 視聴覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の制定

視覚障害や読字困難(ディスレクシア等)、寝たきりや上肢に障害がある等の理由により、書籍を持ち、ページをめくることが難しい等様々な状況が考えられます。そこで、身体障害者の方も読書に親しむことができる社会を推進するため、令和元年6月に「視

⁷ ブックスタート事業、セカンドブック事業のフォローアップ事業として、主に中学1年生を対象とした、読書への関心を高める取組を実施する事業

「覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法⁸）が施行されました。これを受け、千葉県においても読書バリアフリー推進に係る施策を総合的に推進するための指針として、「千葉県読書バリアフリー推進計画」を令和5年3月に策定しました。

特別支援学校や小・中・義務教育学校の特別支援学級に在籍、通級によって指導を受けている児童生徒数は増加傾向が見られます。また、日本語指導が必要、特異な才能のある児童生徒など、子どもたちの多様性を受容し、それらに対応した取組を行うことが大切です。

（２）教育におけるデジタル化の進展

新型コロナウイルスの発生を受けて実施された各学校の臨時休業等により、GIGA スクール構想⁹が前倒しになり、1人1台端末の整備や通信ネットワーク環境の整備などデジタル社会の形成に向けた取組が加速しました。「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）においては、教育DX¹⁰を見据えた教育のデジタル化のミッションとして「誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学べる社会」を目指すことが掲げられました。また、「デジタル田園都市国家構想¹¹」を目指し、「デジタル田園都市国家構想総合戦略¹²」（令和4年12月23日閣議決定）においては、GIGA スクール構想を環境整備から利活用促進の段階に大きく進めていくこと等が示されました。また、図書館などの社会教育施設において、地域の教育力向上に向けて、ICTなどの新しい技術を活用しつつ、多様な主体と連携、協働しながら魅力的な教育活動を展開し、ひとづくり、地域づくりを行う取組を促進すること等が示されました。

⁸ 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（令和元年法律第49号） 障害の有無に関わらず、すべての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるようにするための法律

⁹ 文部科学省の定義では、「1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現することをめざす」と示されている。

¹⁰ データやデジタル技術を活用した教育を行うことで、学習のあり方や教育手法、教職員の業務など、学校教育のあらゆる面において変革を行うこと。

¹¹ 地方の個性を活かしながら社会課題の解決と魅力の向上を図り、「地方に都市の利便性を、都市に地方の豊かさを」を実現して、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指す。

¹² デジタル田園都市国家構想を実現するために、各府省庁の施策を充実・強化し、施策ごとに2023年度から2027年度までの5か年のKPI（重要業績評価指標）とロードマップ（工程表）を位置づけたもの

（３）第６次「学校図書館図書整備等５か年計画」の策定

令和４年１月、国は、令和４年度から令和８年度を対象期間とする第６次「学校図書館図書整備等５か年計画¹³」を策定しました。同計画は、全ての公立小中学校等において、「学校図書館図書標準¹⁴」（平成５年３月２９日付け文部科学省初等中等教育局長決定）の達成をめざすとともに、計画的な図書の更新、学校図書館への新聞の複数配備及び学校司書の配置拡充を図ることとしました。

（４）第４期「教育振興基本計画」の策定

令和５年６月に国の第４期教育振興基本計画¹⁵が策定されました。「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根ざしたウェルビーイングの向上」の２つのコンセプトが掲げられ、５つの基本的方針と１６の教育政策の目標、基本施策及び指標を示しています。そのうち、教育政策目標の２番目には「豊かな心の育成」が掲げられています。具体的には「子供たちの豊かな情操や道徳心を培い、正義感、責任感、自他の生命の尊重、他者への思いやり、自己肯定感、人間関係を築く力、社会性などを、学校教育活動全体を通じて育み、子供の最善の利益の実現と主観的ウェルビーイングの向上を図るとともに人格形成の根幹及び民主的な国家・社会の持続的発展の基盤を育む。」と記されており、実現に向けた基本施策として、「読書活動の充実」が示されています。

国が示す子どもの読書活動の推進に関する基本計画等に基づき、公立図書館と学校の連携をはじめとした学校図書館の整備充実、多様な子どもの読書機会の確保等、子どもの読書活動を推進するとし、電子書籍の活用や、デジタル社会に対応した読書環境の整備を行うこととしています。

¹³ 学校図書館図書標準の達成、計画的な図書の更新、新聞の複数紙配備、学校司書の配置拡充が図られることを目的としており、当計画に基づいた地方財政措置が講じられている。

¹⁴ 公立の義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として、学校規模に応じた標準冊数を定めたもの

¹⁵ 教育基本法（平成１８年法律第１２０号）に示された理念の実現と、我が国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、基本計画は、教育基本法に示された理念の実現と、我が国の教育振興にする施策の総合的・計画的な推進を図るため、同法１７条１項に基づき政府として策定する計画

第3章 基本的な方針

1 基本理念

すべての子どもが、本に親しみながら成長していくための「読書県『ちば』の推進」
～子どもと本をつなぐ・子どもの本でつながる読書活動の推進～

2 基本方針

基本方針1 社会全体における子どもの読書への関心を高める取組の推進

(1) 不読率の低減

子どもの読書活動の意義を踏まえれば、全ての子どもたちが本に接することができるようにすることが重要です。

不読率の改善に向け、学校図書館に関するオリエンテーション等の学校種間の移行段階に着目した取組、読書に興味のない子どもも親しみやすい講座、体験活動等と連動した取組等の充実に努めることも重要です。また、就学前の読み聞かせの実施が小学校1年生の不読率に影響を与えているとの指摘もあり、乳幼児期からの読み聞かせを推進することが重要です。

乳幼児期から中学生までの読書習慣の形成を促すとともに、大人への過渡期にある高校生が読書の必要性を真に感じ、主体的に読書に興味・関心を持てるような取組の推進を図る必要があります。例えば、探究的な学習活動等に当たって、学校図書館や図書館の利活用を促進する取組の充実に図ることなどが挙げられます。また、高校生は、電子書籍を利用した読書経験等、大人に近い部分もあることから、大人の不読の分析やその対応との連続性を勘案することも重要です。

県教育委員会は、発達段階ごとの特徴をふまえ、読書活動の取組事例を示し、乳幼児期から切れ目ない読書活動の推進を図ります。

(2) 子どもの視点に立った読書活動の推進

中央教育審議会では、令和3年1月の総会において「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」（以下「令和3年答申」という。）を取りまとめました。その中では、新学習指導要領に基づいて一人一人の子どもを主語にする学校教育の目指すべき姿を具体的に描くとともに、教師についても、子ども一人一人の学びを最大限に引き出し、子どもの主体的な学びを支援する伴走者としての役割を強調しています。

また、令和3年12月に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議

決定され、令和4年6月には、「こども家庭庁設置法」（令和4年法律第75号）や「こども基本法」（令和4年法律第77号）等が成立しました。これらを踏まえ、子どもの最善の利益を実現する観点から、社会が保護すべきところは保護しつつ、子どもの意見を年齢や発達段階に応じて積極的かつ適切にこども政策に反映させていくことが求められています。

読書活動の推進に当たっても、子どもがそれぞれ好きな本を選択し、好きな時間に、好きな場所で、主体的に読書活動を行えるようにアンケート等、様々な方法で子どもの意見聴取の機会を確保し、多様な子どもの意見を取組に反映させるなど、子どもの視点に立った読書活動の推進を行うことが重要です。

県教育委員会では、子どもへのインタビュー調査やアンケート調査など、意見聴取を行う機会を設け、読書活動の実態把握や推進活動の内容に反映するように努めます。

基本方針2 読書環境の整備と連携体制の構築

（1）多様な子どもたちの読書機会の確保

文部科学省「学校基本統計」等によると、特別支援学校や小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒、小・中・高等学校の通常の学級に在籍しながら通級による指導を受けている児童生徒数は増加しています¹⁶。また、日本語指導を必要とする児童生徒も増加しています。読書活動の推進に当たっても、特定分野に特異な才能のある子ども、相対的貧困状態にあるとされる子ども、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っている子ども等、多様な子どもたちを受容し、それに対応した取組を行うことが重要です。

「令和3年答申」では、2020年代を通じて実現を目指す学校教育を「令和の日本型学校教育」とし、その姿を「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学び」と位置付けています。

読書活動の推進に当たっても、全ての子どもたちの可能性を引き出すために、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実に資する読書環境を整備し、読書機会の確保に努めることが求められています。そのためには、読書バリアフリー法を踏まえ、視覚障害者等が利用しやすい書籍（以下「アクセシブルな書籍」という。）及び視覚障害者等

¹⁶ 直近10年間で義務教育段階の児童生徒数は1割減少する一方で、特別支援教育を受ける児童生徒数は倍増。特に特別支援学級（2.1倍）、通級による指導（2.2倍）の増加が顕著。

が利用しやすい電子書籍等（以下「アクセシブルな電子書籍等」という。）¹⁷の充実、日本語能力に応じた支援を必要とする子どもたちのための多言語対応等を含む、学校図書館、公立図書館等の読書環境の整備が不可欠です。

（２）デジタル社会に対応した読書環境の整備

学校においては、GIGA スクール構想により、個別最適な学び、協働的な学びの一体的充実、感染症拡大や災害等における教育の保障を実現するために体制の整備が着実に進められています。また、図書館等の社会教育施設においては、デジタル基盤を強化するとともに、デジタル技術を活用することで、地域の教育力や国民全体のデジタルリテラシー¹⁸を向上させ、デジタル田園都市国家構想の実現に貢献していくことが求められています。

こうした状況を踏まえ、言語能力や情報活用能力を育むとともに、多様な子どもたちの読書機会の確保、非常時における図書館への継続的なアクセスを可能とするために、子どもたちの健康や発達段階等に配慮しつつ、電子書籍等の利用、学校図書館や図書館のDX（デジタルトランスフォーメーション）を進める必要があります。

¹⁷ 「視聴覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、例として、点字図書、拡大図書、音訳図書、触る絵本、LLブック、布の絵本等がある。「視聴覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、音声読み上げ対応の電子書籍、DAISY図書（ページ参照）、オーディオブック、テキストデータ等がある。

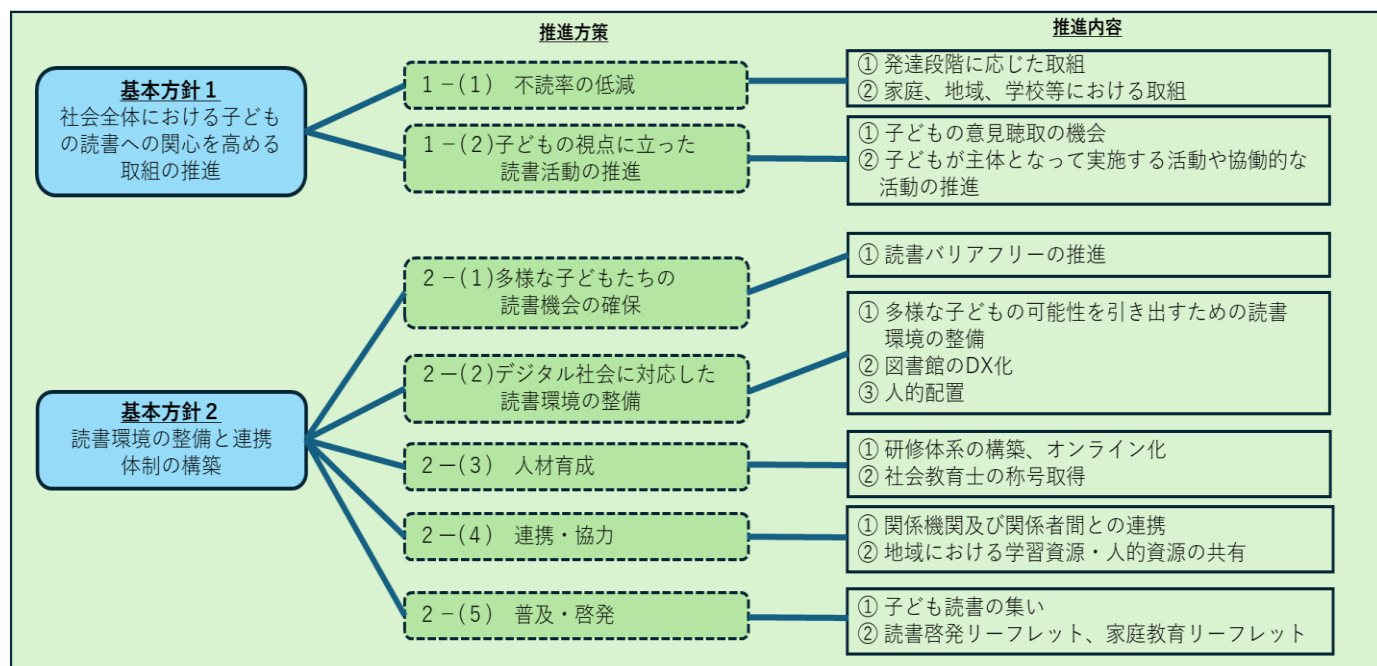
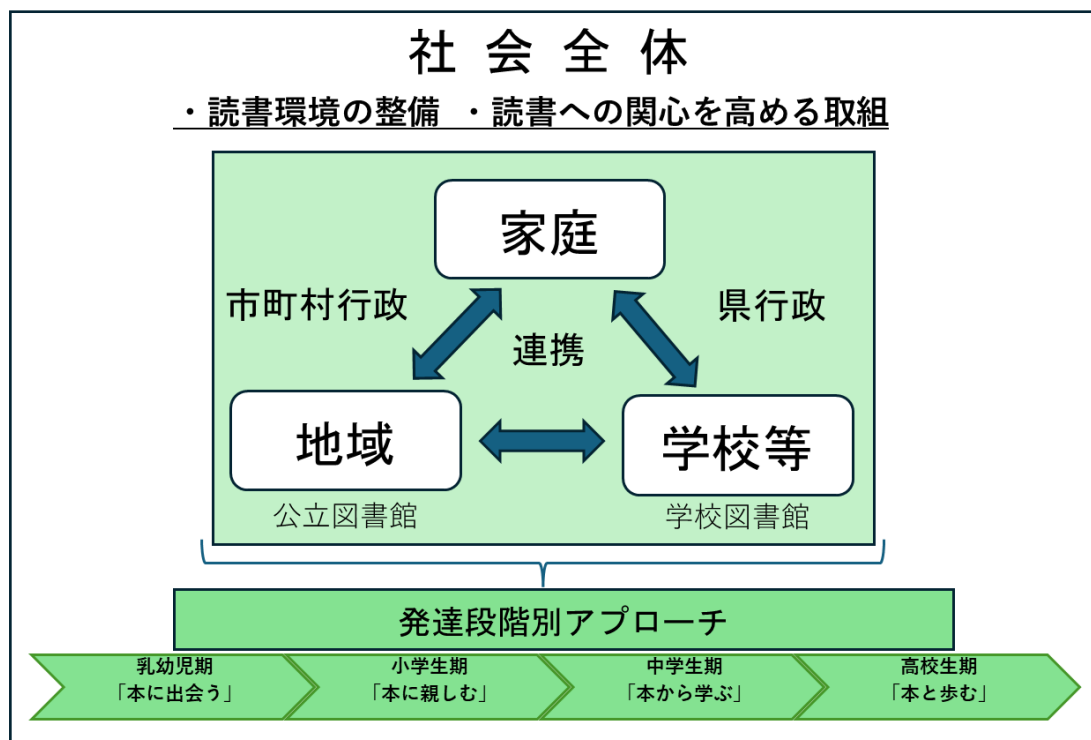
¹⁸ デジタル技術について十分に理解し、適切に活用できるスキルや能力のこと。

第4章 推進施策及び具体的な取組

1 施策体系図

千葉県子どもの読書活動推進計画（第五次）

【基本理念】すべての子どもが、本に親しみながら成長していくための「読書県『ちば』の推進」～子どもと本をつなぐ・子どもの本でつながる読書活動の推進～



2 具体的な取組

基本方針1 社会全体における子どもの読書への関心を高める取組の推進

(1) 不読率の低減

① 発達段階に応じた取組

生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するためには、乳幼児期からの発達段階と特徴に応じ、個別最適な読書活動が行われることが重要です。

発達段階と特徴

乳幼児期「本に出会う」（幼稚園、保育所、認定こども園等 おおむね6歳頃まで）

乳幼児期には、周りの大人から言葉を掛けてもらったり乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら言葉を次第に獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうこと等を通じて絵本や物語に興味を示すようになる。さらに様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになる。

小学生期「本に親しむ」（おおむね6歳から12歳まで）

低学年では、本の読み聞かせを聞くだけでなく、一人で本を読もうとするようになり、語彙の量が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになる。

中学年になると、最後まで本を読み通すことができる子どもとそうでない子どもの違いが現れ始める。読み通すことができる子どもは、自分の考え方と比較して読むことができるようになるとともに、読む速度が上がり、多くの本を読むようになる。

中学生期「本から学ぶ」（おおむね12歳から15歳まで）

多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになる。自己の将来について考え始めるようになり、読書を将来に役立てようとするようになる。

高校生期「本と歩む」（おおむね15歳から18歳まで）

読書の目的、資料の種類に応じて、適切に読むことができる水準に達し、知的興味に応じ、一層幅広く、多様な読書ができるようになる。

〈出典〉文部科学省「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（令和5年3月）

② 家庭、地域、学校等における取組

ア 家庭における取組

子どもの読書習慣は日常生活を通して形成されるものです。子どもにとって最も身近な存在である保護者が配慮・率先して、子どもの読書活動の機会の充実、習慣化に積極的な役割を果たしていくことが求められています。そのため、読み聞かせをした

り、子どもと一緒に図書館に行ったり、本を読んだりするなど、工夫して子どもが本に親しむ機会を作ることが大切です。

＜取組事例＞

乳幼児期	小学生期	中学生期	高校生期
・読み聞かせを行う（絵本、物語） ・ブックスタート事業（セカンドブック・サードブック事業に参加する） ・図書館、公民館等のイベントに参加する など	・読み聞かせを行う ・子どもの音読を聴く ・家族読書タイムをつくる【「家読」（うちどく）】 ・感想を話し合う ・子どもと一緒に図書館に本を借りに行く ・好みの本を探す など	・感動した本や印象に残っている本の話 ・読書体験を語る ・本の内容を語り合う、本を紹介し合う ・図書館等の利用を促す、読書施設の紹介 ・将来の夢や就職について気になる分野や職業についての情報収集を一緒にする、図書館で調べてみるようにすすめる ・ビブリオバトルへの参加 など	

（ア）本の読み聞かせ

文字が読めなくても読み聞かせによる親子の触れ合いは、子どもの情緒と言語の発達を促します。子どもが自分で本を読めるようになってからも、読み聞かせは親子の絆を深め、子どもの興味を広げる大切な活動です。また、中学生、高校生、大人になっても読書に親しむことができるために、幼児期の家庭で読み聞かせは大切です。

（イ）家庭読書「家読」（うちどく）の推進

家庭読書の略の「家読」は、読書を通して「家族の絆づくり」をすることを目的とし、各家庭それぞれに本の楽しみ方があります。本は強制的に読ませるのではなく、家族と一緒に本を楽しむことが大切です。

読み方は自由です。一冊の本を家族全員で読む、子どもに読み聞かせをする、子どもが家族に読み聞かせをする、本の内容について語り合う、など様々な方法があります。本の楽しさに触れ、家族の絆を深めることができると同時に読書の習慣が身に着く取組です。

（ウ）ブックスタート・セカンドブック事業への参加

第三次推進計画時において、ブックスタート事業の実施率が100%となり、現在はセカンドブック事業の実施率が調査開始時から比べると上がっています。これらの事業は子どもと一緒に絵本を開くことの楽しさを伝える家庭教育支援の事業として重要な

取組です。

イ 地域における取組

地域では、それぞれの特色を生かし、子どもがより多くの本に出会い、読書体験をさらに広げる支援を一層推進することが期待されます。

<公立図書館の取組事例>

乳幼児期	小学生期	中学生期	高校生期
・乳幼児向けお話し会 ・乳幼児向けコーナー ・おすすめ絵本の紹介 ・子ども向け事業 (ぬいぐるみお泊り会¹⁹等) など	・テーマ資料展示 ・本の紹介 ・レファレンス²⁰、読書相談 ・ストーリーテリング²¹ ・子ども向け事業 (読書通帳・科学遊びの会等) など	・レファレンス、読書相談 ・職場体験事業 ・YA サービス²² ・インターン事業 ・子ども司書活動 ・ビブリオバトル²³ ・ホームページの充実 ・進路説明会 ・体験イベント など	

(ア) 公立図書館等（県立図書館、市町村立図書館、公民館図書室）

図書館は、全ての子どもが自分の読みたい本を豊富な図書の中から自由に選択し、読書に親しむ機会を得ることができるところです。さらに、子どもの読書についての相談に応じたり、様々な行事・イベントを催したりし、子どもの読書活動を推進する中心的役割を担っています。

また、子どもの意見聴取では、図書館に対して、YA コーナーの充実や開館時間の延長など様々なニーズを求めていることも分かりました。子どもの意見を反映したサービスの提供も読書活動を推進する上で大切な取組になります。

・乳幼児と保護者に対するサービス

乳幼児向けの図書館及び関連する資料・情報の整備・提供、乳幼児お話し会、読み聞かせの支援、講座・展示会の実施、託児サービスの実施。

¹⁹ 子どもたちがぬいぐるみを持って読み聞かせに参加した後、図書館にぬいぐるみを図書館員に預け、預かったぬいぐるみが読書したり図書館を探索したりする様子を写真に撮る。後日、ぬいぐるみを子どもたちに返却するとともに、撮影した写真とおすすめの本を手渡すというイベント

²⁰ 資料や情報を求めている人と適切な情報源を図書館員が手助けをして結びつけるサービス

²¹ 昔話など物語を語り手が覚え、語り聞かせること。読み聞かせや朗読とは異なり、物語を覚えて、自分のことばで語するという手法

²² ヤングアダルトサービス。子どもと大人の中間に位置する中学生や高校生など主に 10 代の利用者層を、図書関係者や出版業界ではヤングアダルトと読んでいます。児童サービスから一般サービスへの移行を 10 代特有のニーズに沿った形で提供するサービスで、YA サービスやティーンズサービスと呼ぶ場合がある。

²³ 書評合戦とも呼ばれる。発表者が読んで面白いと思った本を一人 5 分程度で紹介し、その発表に関する意見交換を 2～3 分程度行う。全ての発表が終了した後、どの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で選ぶ取組。ゲーム感覚で楽しみながら本に関心をもつことができる。

・児童・青少年と保護者に対するサービス

児童・青少年用図書の整備・提供、児童・青少年の読書活動を促進するための読み聞かせ等の実施、その保護者等を対象とした講座・展示会の実施、学校等の教育施設等との連携。

・障害児と保護者に対するサービス

点字資料、大活字本、DAISY 図書²⁴、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施。

・日本語を母語としない子ども・保護者に対するサービス

外国語による利用案内の作成・頒布、外国語資料や各国事情に関する資料の整備・提供、やさしい日本語による利用案内の作成等。

・図書館への来館が困難な子ども・保護者に対するサービス

郵便（封書）、電話、FAX、メール等の申込による宅配サービスや移動図書館の実施や電子図書館の整備、情報提供。

・ボランティア活動等の促進

読み聞かせ、代読サービス等の多様なボランティア活動等の機会や場所の提供。

・多様な学習機会の提供

子どもの自主的・自発的な学習活動を支援するための講座、相談会、資料展示会等を主催、関係行政機関、学校、他の社会教育施設、民間の関係団体等と共催して多様な学習機会の提供、学習活動のための施設・設備の供用、資料の提供等を通じた活動環境の整備。

²⁴ Digital Accessible Information SYstem の頭文字をとった略称。「アクセシブルな情報システム」と訳されるデジタル録音図書の国際標準規格。視覚障害等により、普通の印刷物を読むことが困難な方々のために音声のみの音声デイジーと、音声を聞きながらテキストや画像を同時に見ることができるマルチメディアデイジーがある。

・子どもの意見を取り入れた図書館運営

不読率の高い傾向にある中高生へ意見聴取を行い、ヤングアダルトコーナー等の充実、開館時間の延長など、立ち寄りやすく本を手に取りやすい環境整備。

・広報活動や情報公開

広報誌やホームページによる広報活動や情報公開、SNS 等を活用した情報発信。

・運営状況に関する評価

図書館は、その運営に関する適切な目標を設定し、達成状況等に関し自ら点検及び評価を行い、子どもやその保護者をはじめとするあらゆる利用者に、より充実した読書活動の機会を提供するよう努めます。また、目標の設定に関しては、図書館サービスその他の図書館の運営や子どもの読書活動の推進に係る指標を積極的に選定するよう努めるほか、当該図書館を利用する子どもやその保護者を含む多様な主体による点検及び評価が行われるように努めます。

(イ) 生涯学習センター、ボランティア団体、民間団体、民間企業等

それぞれの特色を生かし、子どもがより多くの本に出会い、読書体験をさらに広げる支援を一層推進することが期待されます。

関係機関が連携して発達段階に応じた取組を実施することが望まれます。

(ウ) 地域文庫・家庭文庫

地域の自治会や PTA、ボランティア団体が組織的に設置する地域文庫や、個人の家に置かれる家庭文庫においても読書を楽しむことができます。子どもが読書に親しむ機会を増やすことが大切です。

ウ 学校等における取組

子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成していく上で、学校等は大きな役割を担っています。学校等において読書する時間を確保することは、子どもが本を手にするきっかけとなり、本に親しむことにつながります。

学校等では、発達段階に応じて読書の幅を広げられるように、計画的・継続的な教育活動全体を通じた読書活動を行うことが大切です。

<取組事例>

乳幼児期	小学生期・中学生期・高校生期
・読み聞かせ（絵本や物語） ・絵本や物語を読み、絵をかいたり、演じたりする活動 ・ボランティアや児童生徒による読み聞かせ ・図鑑を見る活動 など	・全校をあげての読書活動 ・様々な交流による読み聞かせ ・推薦図書、YA コーナー、りんごの棚の設置 ・卒業までに一定量の読書を推奨するなどの目標設定 ・子どもが相互に図書を紹介し、様々な分野の図書に触れる活動 ビブリオバトル、読書会、ポップづくり、ブックトーク、アニメーション²⁵、ストーリーテリング ・図書館資料を活用した授業の展開（県・公立図書館等との連携）など 学習指導要領を踏まえた読書活動の推進

○乳幼児期

乳幼児にとって、1日の中で長い時間を過ごす幼稚園や保育所等は、日常的に本とつながることができる場です。

絵本や紙芝居などの読み聞かせ等を行うことで、子どもたちの本に対する関心や想像力が高まります。

○小学生期・中学生期・高校生期

（ア）全校をあげての読書活動「朝の読書」、「読書週間」等、読書機会の設定

全校をあげての読書活動を積極的に行い、児童生徒にとって読書が生活の一部になるような機会を提供します。読書活動計画や年間指導計画を作成し、読書習慣の確立・読書指導の充実を図ります。

²⁵ 子どもたちの参加により行われる読書指導の一つ。読書の楽しさを伝え自主的に読む力を引き出すために行われる。ゲームや著書訪問等、様々な形で行われる。

(イ) 様々な交流による読み聞かせ

読み聞かせを通じて、読書への関心を高めるとともに、様々な人とつながることができます。

- ・ **大人との交流** 教師やボランティア等による読み聞かせ
- ・ **同学年交流** 同学年の子ども同士による本の紹介
- ・ **異学年交流** 高校生や中学生による小学生・幼児への読み聞かせ、小学校高学年による低学年への読み聞かせ等

その他に、保幼小交流会、中学校の職場体験学習、高等学校のインターンシップ、特別支援学校との交流等、様々な交流ができます。

(ウ) 児童生徒が相互に図書を紹介する活動や様々な読書活動の工夫

子ども同士で本を紹介したり、話合いや批評したりする活動は、子どもの読書への関心を高めるためにとても有効です。その際、ゲーム感覚で行う手法を取り入れることも効果があります。このような取組を通じて「心に残る一冊の本」に出会い、読書のきっかけになるとともに、本の理解を深めることにつなげていくことが重要です。本についての話合いや批評をすることは、読む本の幅を広げるきっかけとなります。また、他者の異なる考えを知ることで、自分自身の考えを見つめ直すこともできます。

・ ビブリオバトル（書評合戦）

発表者が読んで面白いと思った本を一人5分程度で紹介し、その発表に関する意見交換を2～3分程度行う。全ての発表が終了した後に、どの本が一番読みたくなったか「チャンプ本」を参加者の多数決で選ぶ活動。紹介するために話を構成する力や表現力など様々な力が身に付く。

・ 図書委員、子ども司書（ジュニア司書）等の活動

子どもが図書館や読書活動について学び、おすすめ本を選定して紹介したり、同世代の子どもを対象とした読書を広める企画を実施したりする活動。自ら読書に関する理解を深めるとともに、読書活動の推進役となり、同世代の子どもの読書のきっかけを作り出す。

・子ども同士の意見交換を通じて、一冊の本を「〇〇賞」として選ぶ取組

参加者が決められた複数の本を全て読み、評価の基準も含めて議論を行った上で、おすすめ本を決める活動。複数の本を読み込み、共通の本について自身の考えで話し合うことで、自分と異なる視点を知り、自分の考えの幅を広げることにつながる。

・他のさまざまな取組

読書会 数人で集まり、本の感想を話し合う。

ポップづくり 本売り場にあるような販売広告を作り、本を紹介する。

ブックトーク テーマに沿って複数の本を紹介する。

アニメーション 読む力や意欲を引き出す読書指導。間違い探しや地図づくり等

ストーリーテリング 語り手が昔話や物語を全て覚えて自分の言葉で語る。

（エ）図書館資料を活用した授業の展開

学習指導要領では、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の一つとして、学校図書館の利活用が挙げられています。調べ学習や新聞を使用した学習（N I E²⁶）等、図書館資料を活用することで、児童生徒の読書に対する興味関心や必要性を高めることが期待されます。その際、県立図書館や公立図書館と連携を図り、資料を収集することも考えられます。

（２）子どもの視点に立った読書活動の推進

① 子どもの意見聴取の機会

令和４年６月に、「こども家庭庁設置法」（令和４年法律第７５号）や「こども基本法²⁷」（令和４年法律第７７号）等が成立しました。これらを踏まえ、子どもの最善の利益を実現する観点から、社会が保護すべきところは保護しつつ、子どもの意見を年齢や発達段階に応じて積極的かつ適切にこども政策に反映させていくことが求められています。本計画の基本方針は、「すべての子どもが、本に親しみながら成長していくための「読書県『ちば』」の推進」であり、子どもが自ら本に触れ、本を読みたいと思うような

²⁶ Newspaper in Education の頭文字からなり、学校等で新聞を教材として活用すること

²⁷ 全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することが目的。同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めている。

子どもの視点に立った取組を推進していく必要があります。そのために、子どもへのインタビューやアンケート等、様々な方法で子どもの意見聴取の機会を確保し、多様な子どもの意見を取組に反映することが重要です。県教育委員会では、「千葉県子ども読書の集い」等、読書に関するイベントにおいて、参加者の子どもへインタビューやアンケートを行い、意見聴取に努めてまいります。

② 子どもが主体となって実施する活動や協働的な活動の推進

子どもの意見聴取の機会を確保するとともに、子どもによる読書に関する取組を活発にすることも大切です。図書委員会が選ぶおすすめの本を紹介するなど主体的に学校図書館運営に関わることや、読書に関するイベントに企画段階から参画させることなどが考えられます。その他にも、子ども同士での本等の紹介や話し合いを行う「読書会」、「ビブリオバトル」等を実施し、子どもの読書への関心を高める取組を行うことが重要です。県教育委員会では、「千葉県子ども読書の集い」の開催に向けて、子どもたちを企画段階から参画させ、運営する機会を検討してまいります。

③ 参加しやすさへの配慮

障害のある子どもや日本語を母語としない子ども等、支援を必要とする子どもの読書活動を推進するために、それぞれのニーズに応じた支援を行う必要があります。手話や多言語でのおはなし会の実施、やさしい日本語や多言語での図書館利用案内や館内の標記などを工夫し、読書バリアフリー化を進める取組も重要です。県教育委員会では、読書バリアフリーに関する取組等について情報を収集し、好事例を紹介するよう努めてまいります。

基本方針2 読書環境の整備と連携体制の構築

(1) 多様な子どもたちの読書機会の確保

読書バリアフリー法、読書バリアフリー基本計画、「望ましい基準」を踏まえ、障害者団体など関係者からの意見も聴きつつ、障害者サービスの一層の充実を図ることが求められています。県教委では、令和5年度から令和9年度までの5年間を計画期間とした「千葉県読書バリアフリー推進計画」を策定しており、障害の有無にかかわらず千葉県のすべての人たちが読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受できるようにするための読書環境の整備を行います。

- ・アクセシブルな書籍及び電子書籍等の整備・提供
- ・アクセシブルな書籍・電子書籍等の製作を行う施設・団体との連携、対応する図書館職員等の資質向上
- ・アクセシブルな書籍・電子書籍等の紹介コーナーの設置
- ・移動図書館によるサービスの提供
- ・日本語能力に応じた支援を必要とする子どもの読書活動推進
(多言語対応、日本文化の紹介、日本語で読みやすい本のコーナーの設置)
- ・図書館を活用した子どもの居場所づくり
- ・スポーツやゲームなど子どもが親しみやすい分野との共同イベント開催

(2) デジタル社会に対応した読書環境の整備

ア 多様な子どもの可能性を引き出すための読書環境の整備

読書環境は多様化しており、オーディオブックや電子書籍などの普及により、紙の書籍のみならず読書を楽しむことができます。

さらに、デジタル技術の活用は、視覚障害のある方や日本語能力に応じた支援を必要とする子どもたちのための多言語対応等、多様な子どもたちがいつでも、どこでも読書に親しむために有効であり、デジタル社会に対応した読書環境の整備を進める必要があります。県教育委員会では、GIGA スクール構想によって整備されたタブレット端末等でアクセスが可能な電子書籍の情報収集し、情報を発信するよう努めます。

イ 図書館の DX 化

多様な子どもたちの読書機会の確保、非常時における図書等への継続的なアクセスを可能とするために、子どもたちの健康や発達段階等に配慮しつつ、電子書籍等の利用、学校図書館や図書館の DX 化を進める必要があります。例えば、電子書籍サービスを導入することで、時間や場所を問わず書籍にアクセス可能となるため、読みたい時に本を手にとることができます。DX 化により書籍の検索、貸出や返却に必要な時間が大幅に短縮されたことにより、不読率が大きく減少した事例もあります。

県教育委員会では、図書館の DX 化に関する取組等について情報を収集し、好事例を紹介するよう努めてまいります。

ウ 人的配置（司書、司書教諭、学校司書）

読書活動の推進に当たり、読書の楽しさ、本のすばらしさを伝えたり、本を使った学習方法を教えたりすることには専門的な知識や技能が求められます。司書、司書教諭、学校司書といった専門的な知識や技能を持った職員がいることで、学校図書館は一層その機能を発揮することが可能になります。学校図書館法第5条及び附則第2項の規定により、学校図書館の専門的職務を担う教員として、「司書教諭」を学校に置くこととし、学級数が合計12学級以上の学校には、必ず司書教諭が配置されています。11学級以下の学校においても、司書教諭が配置されるよう促す必要があります。

また、学校図書館活動の充実を図るためには、専ら学校図書館に関する業務を担当する職員である学校司書の配置も重要です。司書教諭と連携しながら、多様な読書活動を企画・実施するとともに、学校図書館サービス改善・充実を図ることが有効であることから配置を促してまいります。

（3）人材育成

急速に変化するデジタル社会に対応しICTを効果的に活用し、読書バリアフリー法や読書バリアフリー基本計画に基づき、アクセシブルな書籍や電子書籍等を整備する等、多様な子どもたちの個別最適な読書環境を実現するために、教師、保育士、学校司書、司書等に求められるスキル、知識、能力も急速に変化し、複雑化しています。様々なニーズに対応できるよう、必要に応じ、研修その他の適切な措置を講ずることが求められます。国が実施する各講習については、オンラインでも全課程を受講できるよう改善を図ることから、県教育委員会は情報の収集に努め、関係者へ情報提供するよう努めます。

ア 司書及び司書補等について

役割を果たすために必要な資質・能力等の向上を図るため、継続的・計画的な研修を実施するように努めます。

イ 司書教諭・学校司書に等について

司書教諭や学校司書を対象とした研修会を実施し、図書館運営の充実やネットワーク形成の促進を図るよう努めます。

(4) 連携・協力

子どもの読書活動を推進するためには、様々な機関や人々の連携・協力が不可欠です。国、都道府県及び市町村は、関係機関が連携して行う子どもの読書活動を推進する様々な取組の実施を促す必要があります。

例えば、教育委員会において、社会教育主事や指導主事等が協力して、社会教育、学校教育の両面から読書活動を推進していくことが求められます。また、家庭、学校、保育所、認定こども園、図書館等に加え、公民館、児童館、国立国会図書館、大学図書館等が、機関の特質を生かし、効果的に連携したり、図書館等が、地域の書店、出版社、民間団体等との連携に努めたり、地域に根ざした子どものための読書環境醸成に取り組むことも考えられます。

また、国は幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指し、地域と学校が連携・協働するコミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進しています。

読書のきっかけともなり得る様々な体験活動、学校図書館支援、読み聞かせ等の読書関連のイベントの実施等についても、こうした地域社会と協働した活動として促進を図ることが重要です。

県教育委員会では、学校図書館を活用した授業や子どもの読書活動の推進のため、学校図書館と公立図書館の効果的な連携のあり方について検討して参ります。その他、関係機関や関係者が連携した取組事例を収集し、情報の発信に努めてまいります。

ア 関係機関及び関係者間との連携例

(ア) 公民館

- ・ 図書の貸出し、読み聞かせ講座の実施、読み聞かせボランティアの育成。
- ・ 図書館と連携し、児童・青少年用図書等の整備・読書活動に関し専門的知識を持つ者や社会教育等の社会教育人材、地域のボランティア等多様な人々と連携・協力し、読み聞かせ等の子どもの読書活動の機会の提供。

(イ) 児童館

- ・ 読書活動に関し専門的知識を持つ者や地域のボランティア等多様な人々による読み聞かせやお話（ストーリーテリング）等の活動。

(ウ) 図書館

- ・ 学校図書館との連携を図り、子どもの学習活動に必要な資料についてのレファレンスや提供。

- ・地域の書店からの図書購入、図書館で借りた図書の返却 BOX を書店に設置等。

イ 地域における学習資源・人的資源の共有例

（ア）学校図書館・県立、公立図書館間

- ・蔵書データ等の情報共有、相互貸借、図書配送システムの確立。
- ・設置する学校の児童生徒に対し、公立図書館の電子書籍貸出サービスの ID 一括発行。

（イ）地域学校協働活動

- ・学校図書館支援、読み聞かせ等の読書関連のイベント実施。
- ・放課後子供教室、放課後児童クラブ等における読書活動の推進。
- ・社会教育士や地域学校協働推進員など社会教育関係者のネットワークや知見の有効活用。

（５）普及・啓発

子どもの読書活動の推進に向けた社会的気運の醸成や、読書に親しむ機会を作るためには、図書館や学校だけでなく、地域も含めた社会全体で普及・啓発活動を行ったり、家庭や学校等、子どもの身近な大人が読書に親しむ姿勢を示すとともに、子どもの読書活動の意義や重要性について理解したりすることが必要です。

また、社会全体で子どもの読書活動を推進していくためには、子どもの読書活動に関する情報を発信・共有することが大切です。

ア「子ども読書の日」²⁸「こどもの読書週間」等における啓発

「子ども読書の日」記念子どもの読書活動推進フォーラムにおいて表彰式が行われる「子供の読書活動優秀実践校・園・図書館・団体（個人）文部科学大臣表彰」の推薦等を通じて、県内における読書活動の好事例の収集、周知等を図ります。また、「千葉県子ども読書の集い」を開催し、講演、おはなし会、ビブリオバトル、アクセシブルな書籍等の展示等を行い、読書活動の啓発を図ります。

イ 子どもの読書活動啓発リーフレット、家庭教育リーフレット

子どもの読書活動啓発リーフレット「図書館司書が選んだ『子どもに読んでほしい

²⁸ 「子どもの読書活動の推進に関する法律」の中で、4月23日を「子ども読書の日」と定めている。

本 100 選』を保護者に配布し、活用を積極的に促します。「乳幼児向け」と「小学生向け」の 2 種類を作成し、発達段階に合わせたお薦めの本を紹介します。

1 歳半児、小学 1 年生、小学 4 年生、中学 1 年生の全ての保護者に配付している家庭教育のポイントをまとめた家庭教育リーフレットでは、家庭読書「家読」（うちどく）について触れ、家庭での読書活動を促します。

ウ 子どもの読書活動の意義や重要性を伝える取組

おはなし会等を実施し、保護者に読書の大切さを伝える普及・啓発事業を行い、親子で読書に親しむ機会を提供します。

3 子どもの読書活動に係る目標とする数値

(1) 目標と評価項目について

各目標の中間地点での進捗状況については、次のとおり、本計画で設定した9つの評価項目により、評価を行います。

目標	評価項目	現状 (R5)		目標 (R11)	評価資料
子どもの読書への関心を高める	①読書の好きな子どもの割合	小6	80.9%	85%	千葉県 社会教育調査
		中3	75.8%	80%	
		高2	63.8%	80%	
	②不読率（1か月に1冊も本を読まない児童・生徒）	小6	23.0%	8%	全国学力・学習状況調査※1
		中3	32.3%	20%	
		高2	35.1%	35%	
読書環境の整備と連体制の構築を進める	③市町村子ども読書活動推進計画策定率	市	86.5%	100%	文部科学省調査
		町村	47.1%	88%	
	④セカンドブック事業を行っている市町村の割合	29.6%		50%	千葉県 社会教育調査
	⑤優秀・優良学校図書館の学校の割合	優秀	小	57.5%	千葉県 学習指導課調査
			中	46.0%	
			高	%	
		優良	小	97.8%	
			中	91.3%	
			高	%	
	⑥公立図書館等と連携している学校の割合	71.7%		100%	千葉県 社会教育調査
	⑦市町村立図書館等におけるボランティアの登録者数	2,275人		3,300人	千葉県 社会教育調査
	⑧ボランティアと連携・協力している学校の割合	52.7%		68%	千葉県 社会教育調査
	⑨公立図書館あるいは教育委員会が加わり、学校関係者と子どもの読書活動の推進について協議する機会がある市町村の割合	38.9%		60%	千葉県 社会教育調査

※1 令和6年度以降は、全国学力・学習状況調査に項目が無くなったため、千葉県社会教育調査の数値とする

(2) 計画の期間と進行管理

以下のスケジュールで各教科項目の調査と取組の進行管理を行います。併せて計画の3年目に中間評価を行い、最終年度の評価を次期計画策定の参考とします。

R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
第四次計画 →	第五次計画 →				
調査	各評価指標の調査・取組の進行管理				
評価			中間評価		評価
計画 最終年度					計画 最終年度

(3) 子どもの読書活動推進体制の整備

ア 市町村子どもの読書活動推進計画策定の推進

子どもの読書活動の推進に関する法律第9条の規定により、市町村は、当該市町村における「子どもの読書活動推進計画」を策定するよう努めなければならない、とされています。そのための情報提供や市町村の求めに応じて必要な助言を行い、市町村推進計画の策定を支援します。

イ「千葉県子どもの読書活動推進計画（第五次）」の点検・評価、進行管理

推進計画の取組状況について、全国学力・学習状況調査、県の社会教育調査等で調査し、子どもの読書活動関係機関や関係課等において、定期的に計画の点検・評価及び取組の進行の管理を行います。

ウ 公立義務諸学校及び県立学校への人的配置

学校図書館法第5条の規定より、公立義務教育諸学校と県立の高等学校、特別支援学校においては、12学級以上の学校で司書教諭を配置していますが、さらに、11学級以下の学校における司書教諭配置や学校図書館法第6条の規定による学校司書の配置を促進し、学校図書館の環境整備と読書活動の充実を図ります。

資料について

第四次計画からの読書の好きな子どもの割合等、数値の推移がわかるグラフや読書活動推進の参考となるものを整理して載せます。

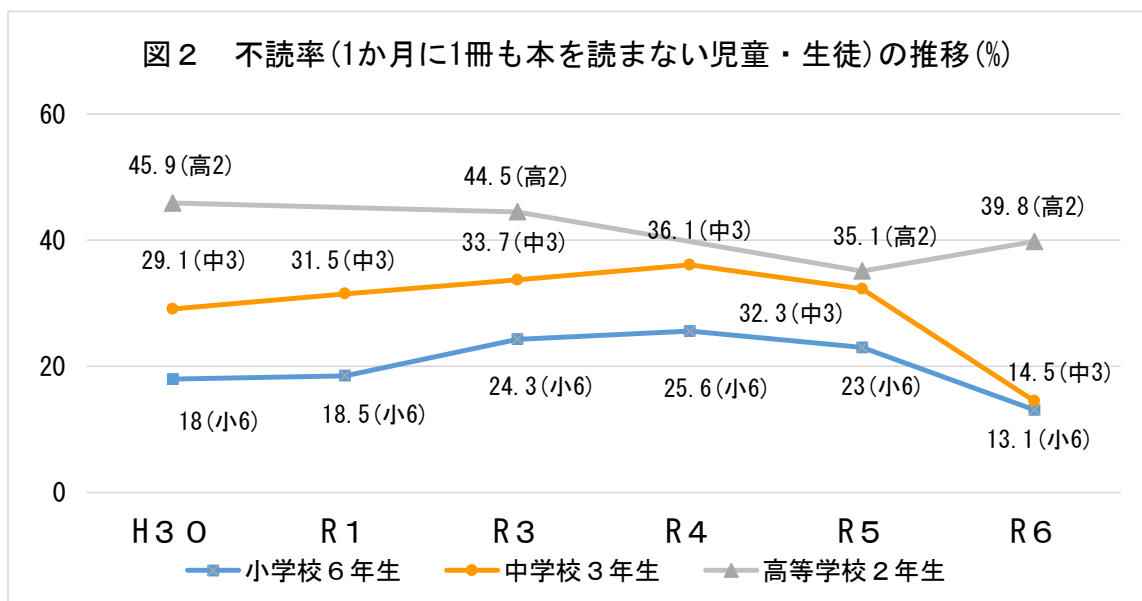
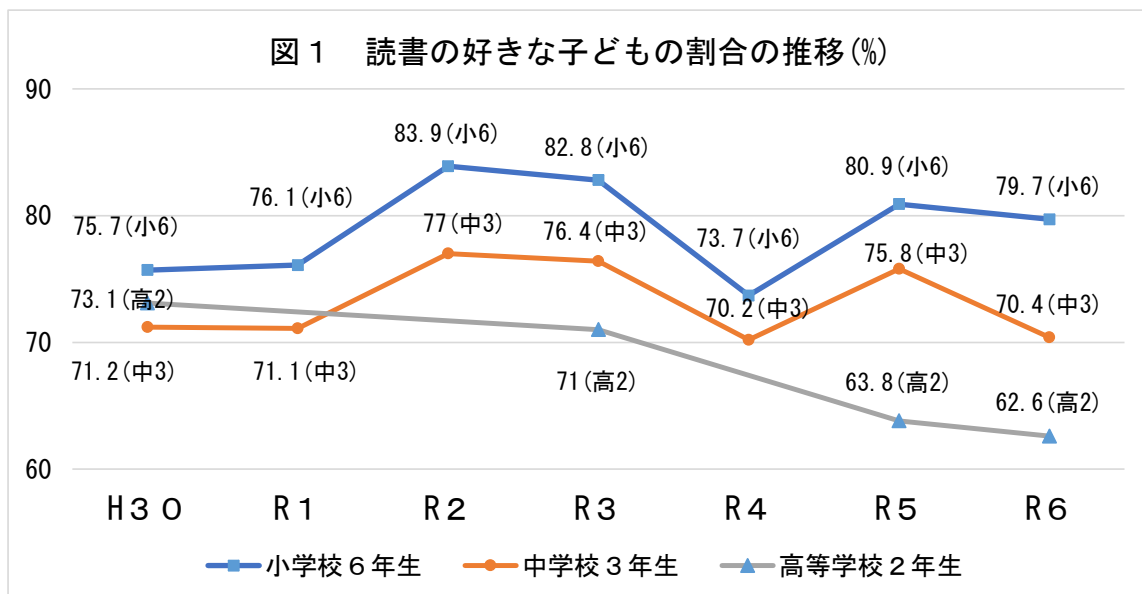


図3 市町村の子どもの読書活動推進計画策定率(%)

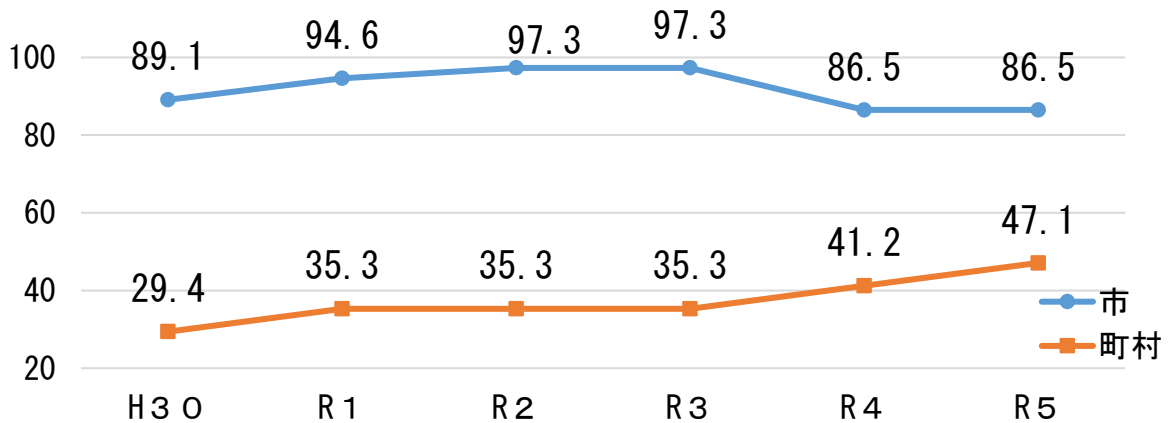


図4 セカンドブック事業を行っている市町村の割合(%)

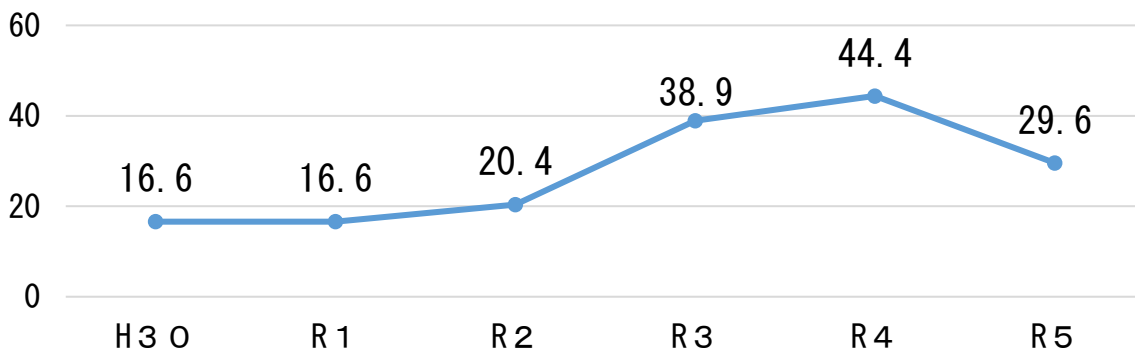


図5 優秀・優良学校図書館の割合(小学校)(%)

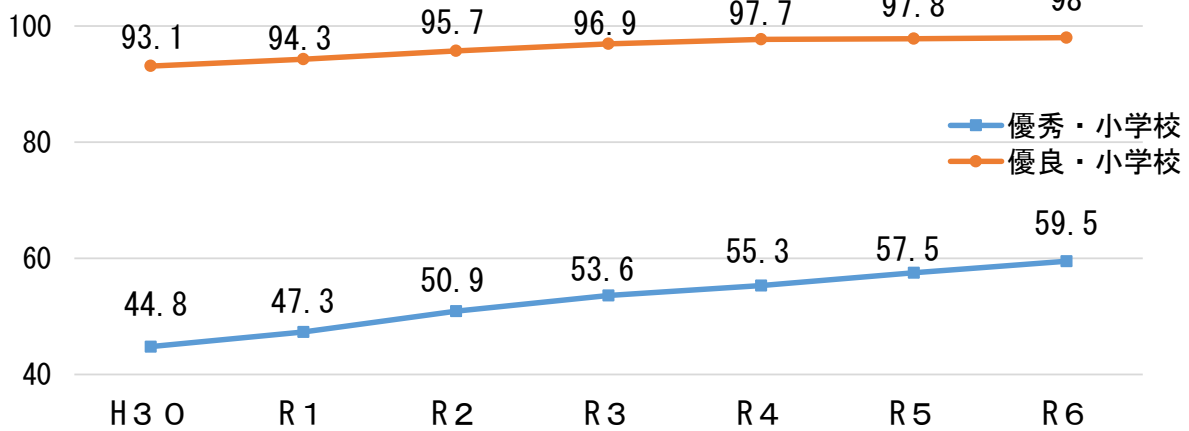


図 6 優秀・優良学校図書館の学校の割合（中学校）（％）

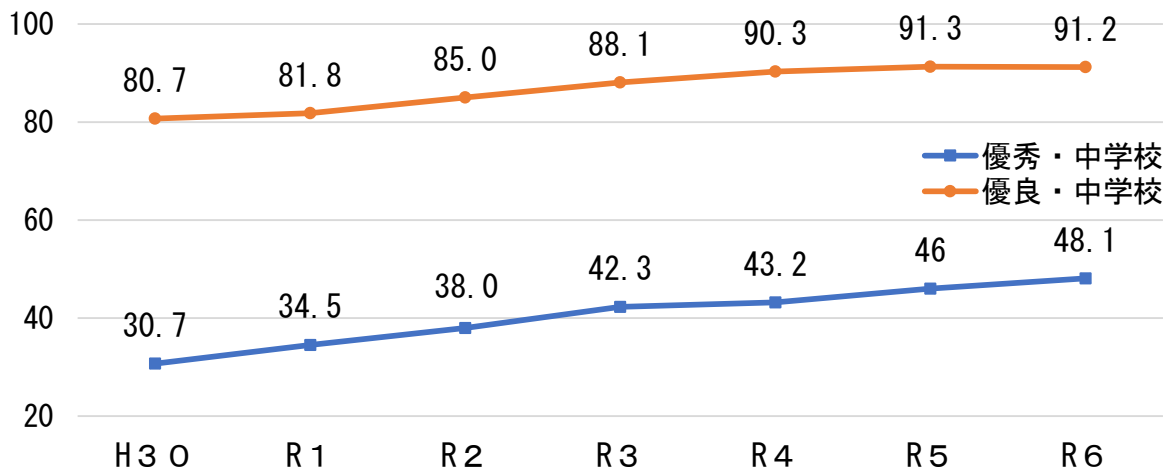


図 7 市町村立図書館等におけるボランティアの登録者数(人)

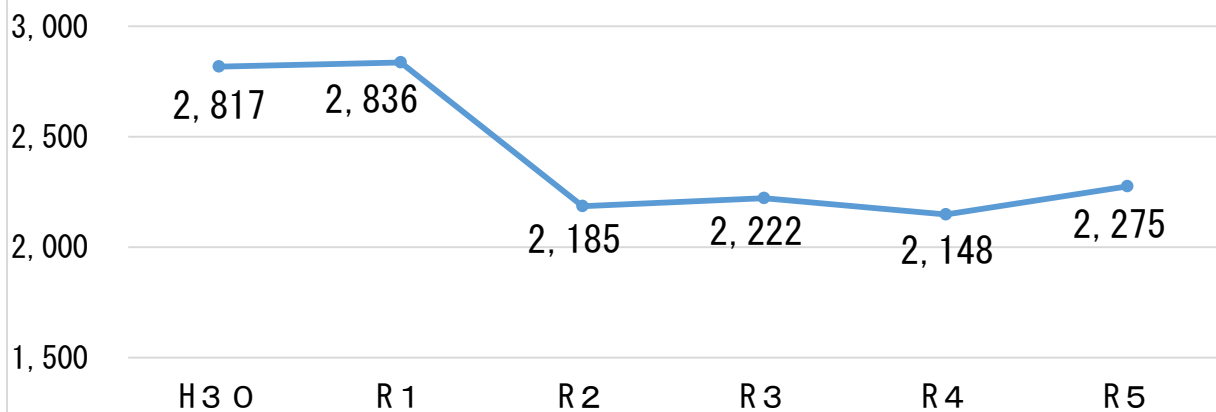
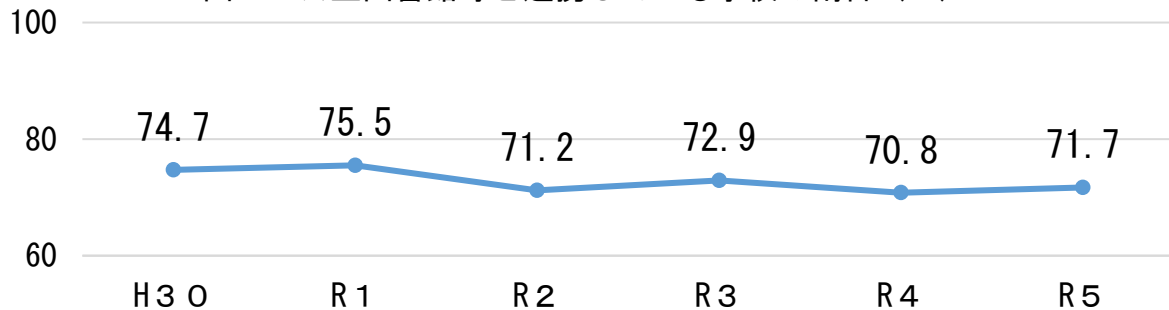
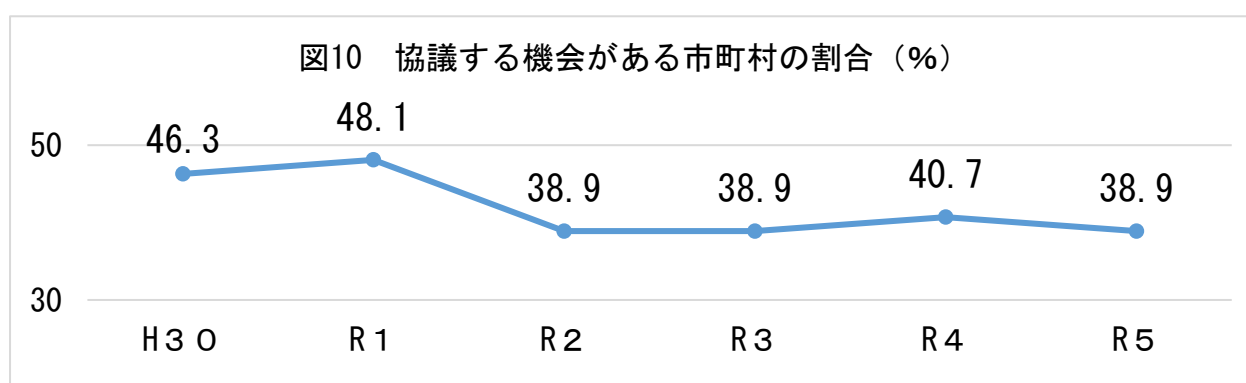
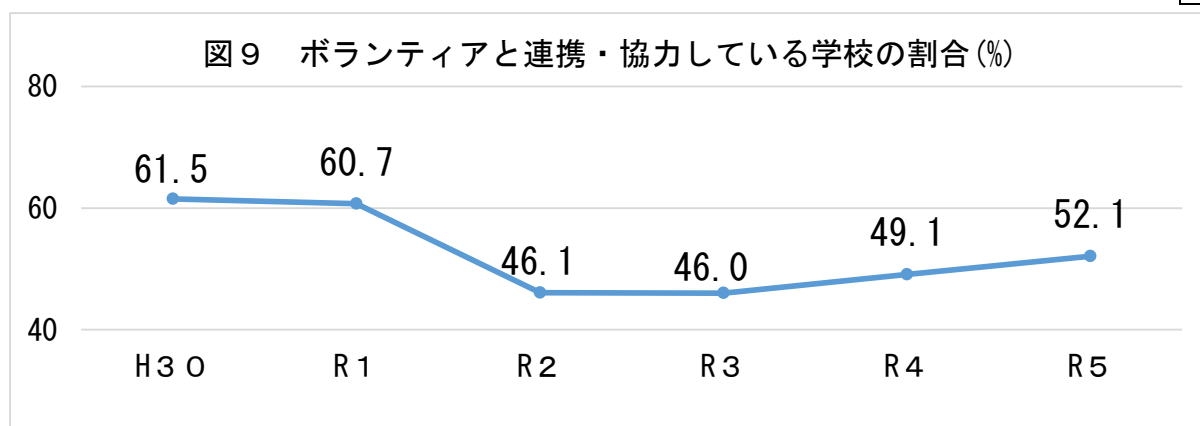


図 8 公立図書館等と連携している学校の割合（％）





※公立図書館あるいは教育委員会が加わり、学校関係者と子どもの読書活動の推進について協議する機会

優良・優秀図書 評価項目
りんごの棚（市川の実組）